

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

益城町は、政令指定都市熊本市の東部に位置し、都市近郊の町でありながら広大な農地が広がり、益城熊本空港 I C、小池高山 I C、熊本空港と企業立地に必要なインフラが整備されており、平成 28 年の熊本地震により、34,500 人程の人口が地震を機に 1,500 人程減少し、数年後は、震災復興事業で住宅地の新設、災害復興住宅の完成で増加に転じる予定ではあるが、復旧、復興期は住環境の整備が追いつかず、今後数年間は人口減少傾向が続く見込みである。同時に少子高齢化も進行している状態にある。

平成 27 年度国勢調査によると 3 次産業の比率が 7 割を占めており、その中でも卸売小売業の比率が高い。また 2 次産業は 2 割を占めていて、建設業・製造業の比率が高い。

本町では高速道路 I C、空港と水資源も豊富などの優れた立地条件を生かし、工業団地へ輸送業・製造業、印刷業の誘致に積極的に取り組み、また、水と農地を生かした農産物加工所、製薬会社などの誘致をしてきたが、隣接市町村に大企業の進出があり中小企業より採用条件がよく、町内中小企業が求人を行っても面接に来るのもいない状況で、人手不足で町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに、後継者不足の課題にも直面している。この現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

深刻な人手不足や少子高齢化、働き方改革などへの対応で町の産業を取り巻く雇用環境は非常に厳しい状況にある。

しかし、町は復興に向けて商業、工業、農林業分野での総合的な発展を目指しており、町外からの中小事業者の進出も視野に入れている。

このような中、町内の中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、本町は県内でも設備投資が活発な自治体の一つとなり、更なる地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるもの

をいう。)が年平均3%以上の向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を実現する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、市街化区域、市街化調整区域と町全体に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は町全域とする。

(2) 対象業種・事業

業種については、農林水産業、製造業、卸売業、サービス業と、多種多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらすべての業種で、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者が、商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は3年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。